科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 6月19日現在

機関番号: 1 1 4 0 1 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2011~2013 課題番号: 2 3 7 3 0 0 7 9

研究課題名(和文)フランス民事責任法における純粋環境損害の研究

研究課題名(英文)Environmental damage and Civil Law in French

研究代表者

小野寺 倫子 (Onodera, Michiko)

秋田大学・教育文化学部・講師

研究者番号:10601320

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,800,000円、(間接経費) 840,000円

研究成果の概要(和文): 今日、自然環境保護の重要性の見地から、我が国の民事法学・環境法学においては、環境に対する侵害から環境それ自体(大気、水、生物多様性など)に生じる損害((純粋)環境損害)の救済に関する研究の必要性が指摘されている。そこで本研究では、純粋環境損害の賠償について学説の蓄積があり、また環境団体訴訟制度を通じて実際の裁判でもこのような損害の賠償が認められるようになってきているといわれるフランス法の分析を行った。フランス法と現在の日本法の状況の比較により、今後我が国において純粋環境損害の賠償のための法的枠組みを構築するために検討しなければならない、実体法上・手続法上の問題点を明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文): Today, in Japan, the importance of study concerning the remedy for pure ecological damage, for example, damage to air, water, flora and fauna, species, and biodiversity, etc., is recognize d both in civil law and in environmental law. In comparison, French law was mainly analysed in this resear ch because, in France, a system of environmental collective action which is provided in the environmental code is often used for the reparation for environmental damage, judges gradually came to be favourable to compensation for such damage, and the academic discussion on this subject is animated. This comparison of French law and Japanese law shows that, in Japan, a new legal framework for the remedy for pure ecological damage is required. Especially, in order to resolve problems concerning the remedy for pure ecological damage, it is necessary to legislate for a new procedural system such as environmental collective action.

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 民事法学

キーワード: 民事法学 不法行為 環境損害 団体訴訟

1.研究開始当初の背景

(1) 環境損害といわれる損害類型には、2つの類型が含まれている。1つは、環境への侵害を介して発生した損害一般(広義の環境損害)であり、もう1つは、環境への侵害から環境それ自体に生じた損害(狭義の環境損害)である。

近時、環境法の領域においては、狭義の環境損害の賠償・回復、つまり公害等人に直接影響をもたらす被害が発生する前の段階にある環境侵害それ自体を損害として捉え、での未然防止と回復をはかることの必要性が認識されてきている。このような環境侵害とのものから構成される狭義の環境損害は、と呼ばれる。アメリカのスーパーファンド法や2004年のEU環境損害責任指令など、このような損害の回復に関して現在世界的に法整備が進められてきている。

(2)これに対して、日本においては、高度 経済成長期における公害が環境法発展の大 きな契機となったこともあり、特に、私法の 領域においては、公害被害の救済が環境法の 中心的課題とされてきた。しかしながら、今 日、環境利益の保護については、良好な環境 の中で暮らす権利の確立、人身被害が発生す る前の段階での環境悪化そのものの防止等 が新たな課題として認識されている。

確かに、公法も含めた全法領域を見渡すならば、日本法においても、環境侵害の回復国を作り出した者等に回いて、その原因を作り出した者等に必要な費用等を負担させる、いわゆる原則の枠組みの中で一定程度対対ながら、純粋環境関別が高端には、単なる被害の回復である。また、行ってる議論には、単なる被害の自行のとが指摘されている。といる法による環境保護制度を補うもので、公法上の環境保護制度を補うもので、公法上の環境保護制度を補うもがでは、で、公法上の環境保護制度をあるとして、私人がイニシアティヴをとる環境とで、私人がイニシアティヴをとる環境と関する紛争解決手段が要請される。

(3)しかしながら、環境損害の賠償・回復、 あるいは未然防止という観点からの研究は、 本研究開始時点には、比較法研究を中心に-部の研究者によって諸についたばかりであ った。特にフランス法に関していうと、フラ ンスの環境法研究者による講演(翻訳として、 マチルド・ブトネ/吉田克己(訳)「環境に 対して引き起こされた損害の賠償」吉田 = メ キ編『効率性と法 損害概念の変容』有斐閣 (2010)327 頁以下)を契機として、フラン ス法における環境損害の賠償・回復に関する 法制度や判例・学説が注目を集めはじめてい たが、当時の諸研究では、フランスの法状況、 特に環境法典上の団体訴訟制度・環境回復制 度の調査と紹介がその中心であった(淡路剛 久「環境損害の回復とその責任 フランス法

を中心に」ジュリ 1372 号(2009)72 頁以下、 大塚直「公害・環境、医療分野における権利 利益侵害要件」NBL936 号(2010)40 頁以下、 小野寺倫子「フランス民事責任法における環 境自体に生じた損害(純粋環境損害)の救済 手段について」早誌60巻2号(2010)207 頁 以下、同「環境への侵害から生じる損害に関 するフランス司法裁判所の判例について エリカ号事件をきっかけとして 」早誌61 巻1号(2010)89 頁以下など)。

2. 研究の目的

本研究は、特に環境保護団体による団体訴訟制度を通じた純粋環境損害の賠償を中心に、学説の議論や判例の進展が近時著しい展開を見せているフランス民事責任法を参照し、私法の枠組みにおける特定の人に帰属する利益の侵害を伴わない環境侵害の救済可能性を探求するものである。

特に、伝統的なフランス民事責任法との関係における環境団体制度や純粋環境損害の賠償の位置づけを理論的に明らかにすることによって、日本法においてこの問題を考える場合の基礎となりうる視点を提示することを目的とする。

3.研究の方法

本研究においては、日本とは社会的・法的 文脈を異にするフランスにおける純粋環境 損害の賠償に関する理論と実践から、わが国 におけるこの問題の解決にとって有益な示 唆を得るため、以下のような研究方法を採用 した。

(1)民事責任法の基礎理論に関するフラン ス法の文献調査

まず、研究の前提として、フランス民事責任法における損害概念との関係において、純粋環境損害がどのような特色を有し、伝統的な民事責任法との関係でいかなる問題を提起するのかについて明らかにするため、民事責任法に関する体系書の横断的分析を行った。

従来、民事責任法の学説においては、純粋環境損害の賠償については、損害が賠償の対象となるための要件の一つである「損害の属人性」要件について疑義が生じると指摘されていた。ところが、本研究の過程において、損害の属人性要件については、民事訴訟法における訴えの要件である「訴えの利益」との密接な関係があり、実体法のみではなく、民事訴訟法の学説も参照する必要があることが明らかになったため、民事訴訟法の体系書についても横断的な分析を行った。

(2)純粋環境損害について環境法と民事責任法を架橋する新たな学説の分析と検討

近時フランスにおいては、環境団体訴訟に おける環境損害の賠償に関する裁判実務と 民事責任法の基礎理論との架橋を試みる研 究が展開されている。その中で、特に学説や 判例に影響を与えているとみられるのが、L. ネイレのテーズ『生きているものに対する侵 害と民事責任』(Laurant Neyret, *Atteintes au vivant et responsabilite civile*, LGDJ, 2006)である。そこで、本研究においても、 上記テーズを基本的文献と位置づけ、その分析と検討を行った。

(3)フランスの研究者に対するインタビュー調査・フランスにおける文献収集

本研究が対象とした純粋環境損害につい ては、日本における先行研究が少なく、研究 遂行過程において、既存の研究を参照したり、 日本人研究者に研究上の助言を求めること が難しい。また、フランスにおいて学説や判 例の進展のスピードが非常に速く、またその 最新の動向をいち早く知る必要性があるの もこの領域の特徴である。そこで、本研究に おいては、海外調査あるいは日本で開催され た日仏シンポジュウムの機会などにおいて フランスの民法・環境法研究者 (G.J.マルタ ン氏(ニース大学名誉教授) P.ステシャン 氏(ニース大学) M.ブトネ氏(エクス・マ ルセイユ大学)など)へのインタビュー調査 を行い、またニース大学図書館やフランス国 立図書館において文献収集を行った。

(4)環境侵害の私法上の救済に関する日本 法の分析と検討

環境侵害の私法上の救済に関して、日本法には 1970 年代から民法および民事訴訟法の領域の双方において、多くの研究の蓄積がある。しかしながら、学説の全体的な整理が十分に行われてき他とは言い難い。そこで、フランス法との比較を行う前提として、この問題に関する日本法の文献(民法および民事訴訟法)について、分析と検討を行った。

4. 研究成果

(1)本研究の主な成果

本研究の中心的な成果である論文(後掲5.〔雑誌論文〕)において、以下の内容を明らかにすることができた。

本研究が検討の対象とした純粋環境損害 は、特定の法主体に対して直接的影響を及ぼ さない、環境侵害から環境それ自体に生じた 損害である。ところが、フランス民法典 1382 条は、「いかなるものであれすべての他人に 損害を生じさせる人の行為は、フォートによ ってそれをもたらした者に、それを賠償する 義務を負わせる」と規定している。したがっ て、民事責任法上賠償の対象となる損害は、 他人、すなわち加害行為者以外の「法主体」 に生じた損害でなければならない。さらに、 解釈論上、賠償の対象となる損害は、賠償の 請求主体に属人的でなければならないとさ れる。それゆえ、伝統的な民事責任法の原則 に従うならば、純粋環境損害の賠償を認める ことには理論的困難が認められる。

もっとも、フランス法においては、判例・立法により、一定の場合には職業組合を書により、一定の場合には職業組合との「集団的利益」に対する。そこの純粋環境損害の賠償に積極的なフランとは、純粋環境損害には特定の法主体との学説は、純粋環境損害には特定の法主体との場合を観念できない(損害の属人性とめに損害が賠償の対象となら、環境とされてきた要件を欠く)が、環境という人類あるいは国民の共同財産、で、環境という人類あるいは国民の共同財産、で、環境・という人類がある。というは、142-2条によっているで、環境団体訴訟において、ア・ジュルダンなど)。

しかしながら、この説明の前提となって いるフランスの団体訴訟制度は、通例非営利 社団が保護の対象としている集団的利益を 侵害する刑罰法規違反の場合に当該非営利 社団に民事訴権を付与するという形式をと る(環境法典 L.142-2 条の環境団体訴訟も同 様)。ここでいう集団的利益の法的性質につ いて、法律上の定義はない。もっとも、一般 的には法人格を有する団体が訴えの原告と なる場合における訴えの利益として理解さ れている。したがって、本研究が明らかにし たように、純粋環境損害の性質決定に関する 上記の説明は、集団的利益概念を実体法の次 元で、しかも人類や国民の共同利益の意味で とらえている点で、伝統的な理解から逸脱し ているといわざるを得ない。

では、純粋環境損害を民事責任法の枠組みにおいて救済することはできないのであるうか。この問題の解決については、L.ネイレのテーズ(上記3.(2)参照)において示された見解が、近時フランスの論文や判決で多数引用され、注目を集めている。そこで、本研究においても、このネイレのテーズに純粋環境損害の賠償に関する基礎理論の構築の糸口を求めることにした。

ネイレは純粋環境損害のような特定の法 主体に対する帰属を観念できない損害を「客 観的損害」という新たな損害のカテゴリとし て確立させ、民事責任法上賠償の対象として 承認すべきであると主張する。客観的損害と は、法(=客観法)に合致する利益の侵害に よって構成され、人=法主体に対する影響か らは独立に観念される損害である。伝統的な 民事責任法において賠償の対象とされてき たのは特定の法主体に帰属する主観的な損 害であり、客観的損害は賠償の対象とされて こなかった。しかしながら、民法典は、その 制定の時点において損害として把握されて いたすべての損害を賠償の対象としていた のである。また、時代の変遷に応じて民事責 任法上賠償の対象となる損害の範囲は拡大 されてきた。したがって、社会構造の変化と それに伴う民事責任法の客観化という流れの中で損害概念も客観化してきていることや現代社会における環境の重要性にかんがみるならば、客観的損害としての純粋環境損害も今日では賠償の対象となりうるという。

もっとも、純粋環境損害のように特定の帰属主体のない損害の賠償が問題となる場面では、実体法上の損害の帰属主体に訴えの利益が認められる従来の民事訴訟の枠組害の場合しない。そのため、実体法上の損害の担害を探究する必要がある。この点についてを見せいして、上記テーズにおいて、帰属上ではなく、訴訟の目的合いあるいけには、上記をとの一定の関わり合いあると原告との一定の関わり合いあるはと原告との一定の関わり合いあるはして訴えの利益を認める可能性を示唆している。

では、この問題について、日本の民事法 学では従来どのような議論が行われてきた であろうか。

日本では、まず公害問題に関わっていた実務家(弁護士)から私法上の環境権の確立とそれに基づく環境侵害の差止めの可能性が提唱された(大阪弁護士会環境権研究会『環境権』日本評論社(1973)』この提案は、場合の侵害は、よき環境の違法な侵害にあたり、を記して定義される環境権の違法な侵害にあたり、差止めの対象となると主張する。この私法アローチ(淡路剛久『環境権の法理と裁判した「環境集の共同利用権」が関値に着目した「環境共同利用権」が、第0回に着目した「環境共同利用権」が、第0回に第一方の関係共同利用権」が、第0回に第一方の関係表別をあた。

しかし、「権利」という、伝統的に特定の個人に排他的に帰属するものとして理解されてきた概念と、特定人が排他的に支配できない環境とは基本的な性格を異にしている。そこで、個人に帰属しないことを本質とする環境の保護においては、環境に関して形成って、環境に関して形成って、この秩序違反によって利益を侵害されるおそれのある者に、をでまたは侵害されるおそれのある者に、をでまたは侵害されるおそれのあることがでれまたは侵害されるおそれのあることがでいる。自主によるとにより、広中俊雄『新版 民法綱要 第一巻 総論』創文社(2006)、吉田克己『現代市民社会と民法学』日本評論社(1999))。

もっとも、本研究において明らかとなったように、理論構成の違いにもかかわらず、 日本法の従来の学説には、以下のような共通 項が認められる。

つまり、環境それ自体の侵害に対するサンクションと生活妨害等の事前差止め(個別的損害の未然防止のための環境侵害の差止め)

との区別が明確にされていないこと、侵害に対するサンクションとして差止めを導くことが主眼とされてきたこと(差止めの根拠論としての「権利構成」ないし「秩序違反構成」、環境に対する侵害について権利侵害ないし秩序違反を主張できる者は、原則として当該環境を享受している住民個人とされてきたこと、である。後述のように、フランス法との比較において、これら環境権論と環境秩序論の共通項の中に、日本法の学説が通説を形成できず、また実際の裁判において環境侵害の民事救済が認められていないことの原因が見出される。

フランス民事責任法における純粋環境 損害の賠償に関する議論と、日本における環 境侵害の民事救済に関する従来の学説との 比較からは、以下のことを指摘できる。

まず、純粋環境損害の問題(環境それ自体の保護)と個人の権利・利益侵害(生活妨害・近隣妨害)の未然防止のための環境侵害の差止めを理論的に区別する必要がある。環境侵害の事実としては、両者は重なる可能性があるが、理論的には区別して考えなければならない

そして、純粋環境損害類型については、近 時フランスにおいてネイレが主張している ように、まず、実体法の次元において、損害 ないし保護法益の客観化を認める必要があ る。次に、純粋環境損害においては、環境そ れ自体に対する侵害の結果が既発生の損害 として把握されるため、その救済手段としば、差止めだけではなく、賠償という視点も 必要となる。純粋環境損害の賠償は、環境侵 害の結果を侵害者に負担させるという意味 において、環境法における原因者負担原則か らも正当化されうる。

さらに、環境は、その下で生活している住民に直接・排他的に帰属するものではないため、侵害されまたは侵害されるおそれのある環境の下でそれを享受している住民について当然に純粋環境損害に関する訴訟の当事者としての資格を正当化することはできない。したがって、純粋環境損害については、手続法の次元で、被侵害法益の訴訟主体への帰属以外の根拠に基づいて、一定の主体に訴訟の担い手としての資格を付与することが必要となる。

しかし、利益の帰属主体を持たない利益について私的当事者が訴えの利益を持つという訴訟の在り方は、利益の帰属主体が原告になる伝統的な民事訴訟法の枠組みには収まらない。フランスで特別の法律(環境法典上の団体訴訟制度)がその役割を担っているように、この問題は、解釈論の限界を越えるものであり、解決には立法の関与が必要であると考えられる。したがって、従来日本の学説が、私法の領域における環境侵害への対処について、実体法においても手続法においても、主として、解釈論の次元で解決をはかろうと

してきたことには、問題があるといわざるを得ない。

なお、フランスにおいては、近時環境損害の賠償に関する明文の規定を置くことを目的とする民法典改正の動向がみられる(後掲5.[学会発表]、[図書]。日本において今後立法的見地からこの問題について検討する際には、そこから多くの示唆を得られるものと思われる。

(2)研究成果の国内外における位置づけと インパクト

国内における本研究の位置づけ

上述のように、本研究以前におけるフランスにおける環境法典上の環境団体訴訟制度や環境損害の回復制度の研究では、実践的な側面からのフランス法の紹介が中心であった。これに対し、本研究は、フランス民事責任法の基礎的理論的研究を行い、フランス民事責任法における伝統的な損害概念との対比において純粋環境損害の民事責任法上の位置づけを探求した点に特色がある。

とくに、これまでの研究において概念の輪郭があいまいなまま紹介されてきたフランス法の集団的損害概念について、手続法をも視野に入れた検討により、環境損害だけではなく、消費者法など他の領域における集団的利益侵害・拡散的利益侵害等にかかわる研究にも一定の寄与を行うことができた。

さらに、純粋環境損害のような公益にかかわる損害においては、実体法だけではなく、手続法の次元での検討が必要であることを比較法的な研究によって明らかにするとともに、このことから示唆を得て、環境侵害の民事救済に関する日本の議論について、実体法と手続法との架橋を試みたことにも本研究の意義が存する。

国内における本研究のインパクト

本研究は、わが国において近時、消費者法の領域を中心に研究が盛んになっている集団的利益・集団的利益・拡散的利益などに関する議論(例えば、2011年度の日本消費者法学会におけるシンポジュウムのテーマは「費会におけるシンポジュウムのテーマは「要」であった)に、環境侵害という側面からアクセスするものである。いかなる意味でも法主のに影響のない環境侵害の保護法益性が争われるに環境損害の賠償という問題では、消費者法の領域よりも明確な形で、被侵害利益の脱人格化という特徴があらわれる。

このような観点から、本研究については、 論文「人に帰属しない利益の侵害と民事責任 純粋環境損害と損害の属人的性格をめぐるフランス法の議論からの示唆」「後掲5 〔雑誌論文〕 〕の連載中に、集団的利 益あるいは集合的利益に関する研究会から 報告依頼を受けた(後掲5〔学会報告〕」 この研究会では、従来消費者法を中心に展開 されてきた集団的利益ないし集合的利益の問題について、環境などより広く公共性を有する利益全般について私法上の保護という視点からの一般的理論の構築の方向性を目指して、消費者法研究者らと意見交換をすることができた。

本研究は、不法行為法の新たな保護法益と して環境利益を認める可能性の探求を直接 の目的とするものである。けれども、「環境」 という利益については、不法行為法だけでは なく、物権法の領域においても、民法におけ るその位置づけが模索されている。伝統的な 民法の枠組みにおいて権利の客体とされて きた財は、特定の法主体に帰属するものであ ったのに対し、環境にはこのような性格を認 めることができない。しかしながら、特に現 代においては、環境と市民生活との直接・間 接の関係性は重要性を増しており、私法にお いても環境を物権法ないし財の法の領域か ら完全に排除すべきではない。したがって、 本研究は、物権法ないし財の法の領域におい ても一定のインパクトを有するものである。 このような視点から、財産法制の再編や将来 の物権法改正に向けた検討を行っている研 究グループから、本研究に関する報告の依頼 を受けた(後掲5〔学会発表〕 λ

国外における本研究の位置づけとイン パクト

本研究が比較法の対象としたのはフランス法であるが、同国の民法や環境法の研究者もまた、環境侵害の民事救済に関する日本法に対して関心を持っている(たとえば、本研究において 2012 年 3 月に行ったフランスでのインタビュー調査では、フランスの研究者(J.G.マルタン氏、M.ブトネ氏)から、福島第1原発事故後の日本における環境損害の賠償に対する高い関心が示された。

このような状況において、本研究について も、日本における環境侵害に対する私法上の 対処に関する学説状況について、2013年9月 にパリで開催されたアンリ・カピタン協会日 仏二国間研究集会において報告を行い、現在 の日本法について情報発信を行うことがで きた(後記5.〔学会発表〕)。なお、この 研究集会の総括において、フランス民事責任 法の第1人者であるG.ヴィネイ氏(パリ第1 大学名誉教授)は、上記報告をうけて、環境 侵害については、侵害後の損害賠償だけでは 不十分であることを指摘し、(フランスの実 際の裁判では純粋環境損害についても金銭 賠償による解決が一般的であるのに対し)日 本法が環境侵害の差止めについて議論を重 ねてきていることを評価した。

フランスの環境法研究者にとっては、日本法について、関心があっても言語的障壁のために調査が難しい、というのが現実である。この点で、本研究に関する海外発信は、フランスの研究者の日本法理解への一助となったと考える(たとえば、上記報告については、

当日シンポジウムに参加しなかったフランスの環境法研究者からも後日問い合わせを 受け、電子メールで情報提供を行った)。

(3)今後の研究の展望

本研究の過程においては、環境損害の賠償については、「環境という公共的利益について生じた損害に関する訴訟において誰が訴権を持つのか」という、本研究の当初の中心的検討課題だけではなく、賠償の範囲や方法等についても多くの課題が存在すること、それらの点についても近時フランス法の進展がみられることが明らかとなった。

上記アンリ・カピタン協会日仏二国間研究集会(後掲5.〔学会発表〕)における L. ネイレ氏(ヴェルサイユ=サン-カンタン-アン-イヴリーヌ大学)の報告によると、フランスでは、近時環境損害の賠償のための民法典改正の議論が活発化している。一連の議論においては、損害賠償の方法や範囲、損害賠償金の使途を環境回復に充てるための方策など、従来解釈論の範囲内では対応が困難であった問題についても検討が行われている。

こうした民法典改正を視野に入れた議論については、現在研究を進めており、その一端は、すでに研究成果をまとめている(後掲5.[学会発表]、[図書)。しかし、フランスにおいて、環境損害の賠償のための民法典改正に向けた議論は未だ継続中であり、これに関する本格的な研究は、今後、科研費若手研究(B)「純粋環境損害の私法上の救済をめぐる解釈論的・立法論的研究」(平成26-27年度)において展開されることになる。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

小野寺倫子「人に帰属しない利益と民事 責任 純粋環境損害と損害の属人的性格を めぐるフランス法の議論からの示唆 (3・ 完)」北法 63 巻 4 号 (2012) 238 [95] -175 [158] 頁 (査 読 有) 、 http://hdl.handle.net/2115/50940

<u>小野寺倫子</u>「人に帰属しない利益と民事 責任 純粋環境損害と損害の属人的性格を めぐるフランス法の議論からの示唆 (2)」 北法 63 巻 1 号 (2012) 250[45]-190[105] 頁 (査 読 有) 、 http://hdl.handle.net/2115/49313

小野寺倫子「人に帰属しない利益と民事 責任 純粋環境損害と損害の属人的性格を めぐるフランス法の議論からの示唆 (1)」 北法 62 巻 6 号 (2012) 518[41] -459[100] 頁 (査 読 有) 、 http://hdl.handle.net/2115/48746

〔学会発表〕(計6件)

<u>小野寺倫子</u>「環境利益論:環境の法的保護 フランス民事責任法における立法の試み 」 改正物権法研究会、2014年1月11日、 慶応義塾大学

<u>Michiko Onodera</u>, «Le pr**ejudice ec**ologique, Rapport japonais»

、 Journees bilaterales franco-japonaises de l'Assosiacion Henri Capitant (アンリ・カピタン協会日仏二国間研究集会), Le Prejudice :entre tradition et modernite(損害論:伝統と現代)、2013 年 9月 11日、パリ 13大学

小野寺倫子「フランス法における純粋環境 損害の賠償について」、科研費基盤研究 A「財 産法の現代化と財産法制の再編」(研究代表 者:潮見佳男) 第2回研究会、2013年2月 9日、京都大学

小野寺倫子「人に帰属しない利益と民事責任 純粋環境損害の民事救済に関するフランス法の議論を素材として 」、共催:神戸大学民法判例研究会・科研費研究「集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討」(研究代表者:窪田充見) 2012 年 11 月 16 日、神戸大学

小野寺倫子 「環境侵害における私法上の救済の可能性 日本法の議論の現状とフランス法からの示唆」、北海道大学民事法研究会、2012 年 7 月 20 日、北海道大学

小野寺倫子「人に帰属しない利益の侵害と 民事責任 純粋環境損害と損害の «personatite»をめぐるフランス法の議論に ついて」、北海道大学民事法研究会、2011年 7月1日、北海道大学

[図書](計1件)

吉田克己(編者) 片山直也(編者) 水津太郎、松尾弘、森田宏樹、荒木新五、青木則幸、吉井啓子、櫛橋明香、Nicolas Banctin、田村善之、山根崇邦、麻生典、上野達弘、池田雅則、弥永真生、山城一真、小野寺倫子、高秀成、秋山靖浩、加毛明、原恵美、金山直樹、田高寛貴、小柳春一郎、平野裕之、金子敬明(予定)『財の多様化と民法学』、商事法務、2014年9月公刊予定、ページ数未定(500頁内外)

6. 研究組織

(1)研究代表者

小野寺 倫子 (ONODERA, Michiko) 秋田大学・教育文化学部・講師 研究者番号:10601320